

# 化学実験安全守則

実験廃棄物の処理申込票の記載内容に、不実記載が認められる。大きな問題を引き起こすことがある。環境管理が不完全な時、影響は大学外部に及ぶ。申込票記載物以外のタンクへの投入は**不法投棄**！

1. 実験廃棄物処理申込票の記載は、廃棄物の内容通りとせよ。
  - ☆**廃棄物タンク・容器に入れるものを記録せよ。**
  - ☆**量が曖昧なら危険有害物質は最大量を記録せよ。**
2. 廃液タンク、固形廃棄物容器に保管する物質の注意点。
  - ☆処理業者は申込票の記載を信じて処理費用を算出し、記載された物質に応じた処理を行う。
  - ☆記載されていない危険・有害物質が含まれて差し支えないのは最大1%程度である(水銀等は不可)。
3. 有機系廃液の焼却処理施設の排ガス処理能力には限界がある。

(例)ハロゲン化物が申込票記載量を大きく超えて含まれると、有害ガスが環境中に放出される。
4. 外部に被害を与えた場合、責任は大学にある。